

## 市町村合併をめぐる状況等について

- 市町村合併の推進（総務省HPより）…………… 1
- 最近の総務省の動き…………… 2
- 第22次地方制度調査会 答申（抜粋）…………… 4
- 大都市制度のあり方…………… 5

（「自治研究」（第82巻 第五号）『第二八次地方制度調査会第一次答申と地方自治制度改革の課題について』（総務省大臣官房審議官（地方行政・地方公務員制度、選挙担当）久元喜造）より抜粋）

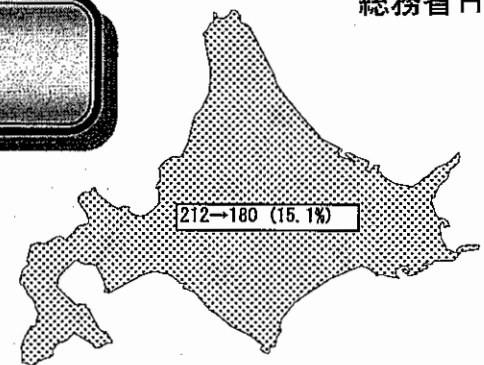
- 東京23区の区域の変遷…………… 6
- 特別区の人口規模・財政規模の格差拡大…………… 7

# 市町村合併の推進

平成11年3月31日  
**3232**

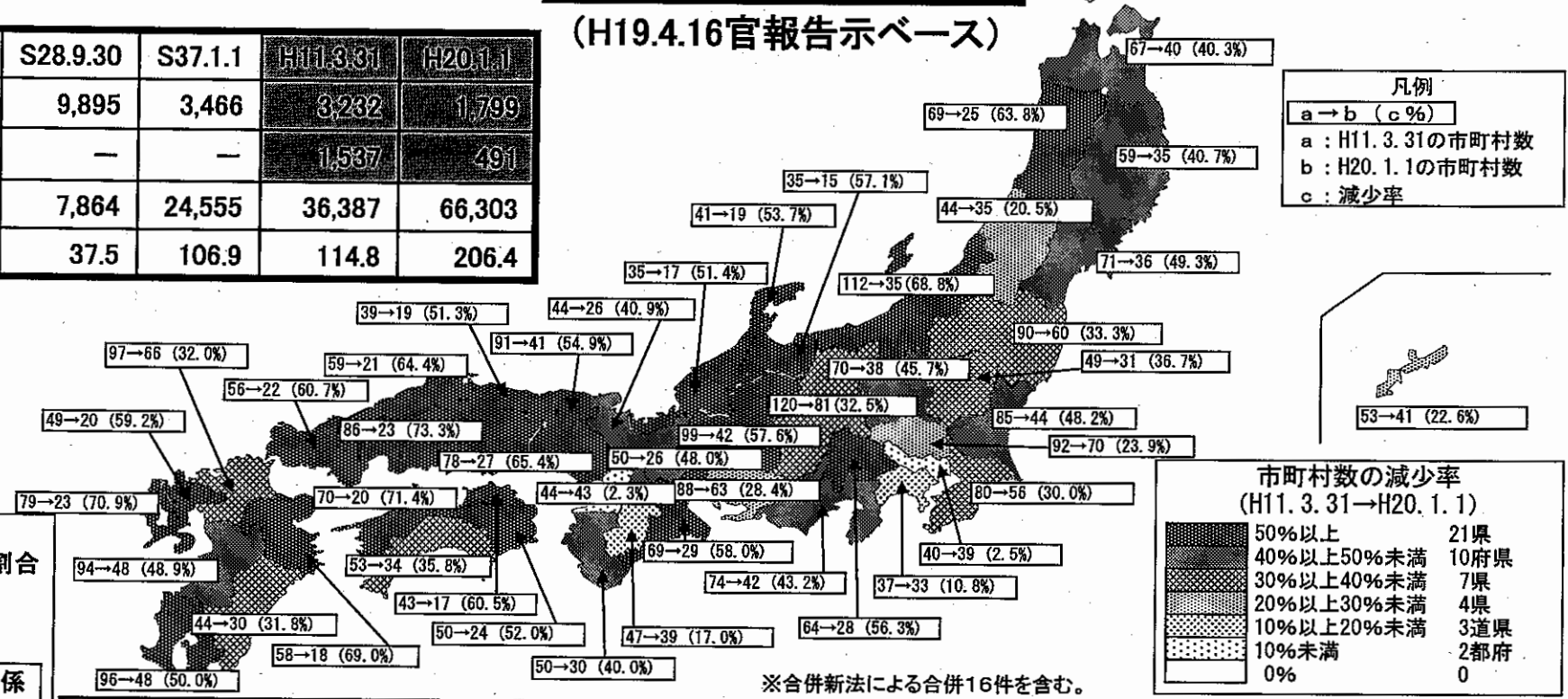
▲1433

平成20年1月1日  
**1799**



	S28.9.30	S37.1.1	H11.3.31	H20.1.1
市町村数	9,895	3,466	3,232	1,799
人口1万人未満	—	—	1,537	491
平均人口(人)	7,864	24,555	36,387	66,303
平均面積(km <sup>2</sup> )	37.5	106.9	114.8	206.4

(H19.4.16官報告示ベース)

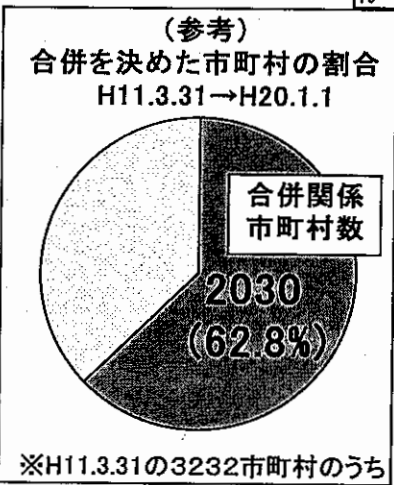


凡例  
a→b (c%)  
a : H11.3.31の市町村数  
b : H20.1.1の市町村数  
c : 減少率

市町村数の減少率 (H11.3.31→H20.1.1)

50%以上	21県
40%以上50%未満	10府県
30%以上40%未満	7県
20%以上30%未満	4県
10%以上20%未満	3道県
10%未満	2都府
0%	0

※合併新法による合併16件を含む。



○市町村合併は相当程度進展 → 合併市町村に対する着実な支援  
 ○進捗状況は地域ごとに差異 } → 合併新法に基づく更なる市町村合併の推進  
 ○人口1万人未満の市町村も491存在

## 最近の総務省の動き

### 1 大都市部における市町村合併の推進について（報告書）

- 市町村の合併に関する研究会が、『大都市部における市町村合併の推進について』（報告書）をとりまとめた（4月26日）。  
→報告の概要については、別紙参照。

### 2 市町村合併に関するヒアリング

- 全区市町村を対象とした市町村合併に関するヒアリングを実施し（5月）、特別区については、「大都市部こそ合併効果が高いことから、特別区はより一層の行政サービスの向上を目指して合併すべき」との指摘があった。

#### 主な調査項目

- ・団体ごとの合併にかかる取組状況  
→法定協議会等の設置・活動の状況、合併に関する意向・動き、都道府県における当該団体の合併に関する考え方や取組など
- ・合併市町村の取組状況  
→新しいまちづくりに向けた取組状況、都道府県の支援、国への要望など

### 3 未合併要因に関する調査

- 平成11年4月1日～平成19年8月6日までの間に合併に至らなかった区市町村について、未合併要因に関する調査を実施した（8月）。

#### 主な調査項目

- ・平成11年4月以降に合併に至らなかった理由
- ・合併しなかったことによる行財政運営上の課題
- ・現在の合併に向けた取組

### 4 市町村の合併に関する研究会

- 合併した市町村及び合併していない市町村の評価・分析等を行い、これを踏まえて、今後の合併のあり方を研究するため、自治体代表や学識者で構成する研究会を設置（9月7日）。
- 研究内容は、合併の経緯と未合併市町村の要因等の研究、合併による効果等の研究、今後の基礎自治体に求められる組織体制等の研究など。

※ 総務省は、都区のあり方検討を注目しており、区政課に対し、「合併に関する動向について、適宜報告をもらいたい」との話があった。

# 「大都市部における市町村合併の推進について」 (市町村の合併に関する研究会報告書)

大都市部における合併推進のための行政課題と検討の視点等を整理

◆市町村合併は相当程度進展しているが、**大都市部(※)**においては、**合併が進んでいない。**

※大都市部＝埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府

	H11.3.31 団体数	H19.3.31 団体数	減少数	減少率
市町村全体(※)	3,232	1,804	▲1,428	▲44.2%
大都市部(※)	381	304	▲77	▲20.2%
埼玉県	92	70	▲22	▲23.9%
千葉県	80	56	▲24	▲30.0%
東京都(市町村)	40	39	▲1	▲2.5%
神奈川県	37	33	▲4	▲10.8%
愛知県	88	63	▲25	▲28.4%
大阪府	44	43	▲1	▲2.3%
その他の地域(※)	2,851	1,500	▲1,351	▲47.4%

◆大都市部における今後の大きな行政課題

- ・日常生活圏の広さと比較した行政区域の狭小さに伴う課題
- ・高齢者人口の急速な増加や公共施設の更新等に伴う財政上の課題
- ・自立的な都市経営の必要性

等

その解決のためには、市町村合併は重要な方策

## 第 22 次地方制度調査会 答申（抜粋）

都区制度の改革に関する答申（地方制度調査会・平成 2 年 9 月 20 日）における「都区制度の改革についての基本的な考え方」より抜粋

- 大都市制度一般のあり方や首都圏制度全体のあり方については、今後なお十分な議論が必要であり、引き続き当調査会において検討を続けることが適当である。
- 社会経済のめまぐるしい変動に伴って地域社会の実態が著しく変化している状況をみると、本来、都区制度の改革を伴う際には、特に人口減少等の著しい都心地域の特別区の再編をはじめ、周辺地域も併せて特別区の区域の見直しを行う必要がある。
- さしあたり、今回は、住民に身近な行政で移譲が可能なものは、できるだけ特別区の事務とするとともに、大都市の行政の一体性確保の要請に配慮しつつ、特別区の自主性、自律性を強化する方向で都区制度を見直すこととする。

### 《参考》

- 第 14 次地方制度調査会「大都市制度に関する答申（昭和 45 年 11 月 20 日）における「大都市制度当面の改革」より抜粋
  - ・特別区の権能を充実強化し、住民の日常生活に密着した行政機能を責任をもって処理するものとするため、地域社会の構造および住民生活のパターン、行政効率、住民意識等を勘案しつつ、均衡のとれた人口規模を有することとなるよう合理的な基準により再編成を行うことが適当である。
- 第 8 次地方制度調査会「首都制度当面の改革に関する答申（昭和 37 年 10 月 1 日）における「大都市制度当面の改革」より抜粋
  - ・特別区の区域については、社会経済の変化に伴う地域社会の実情に即して、合理的な基準を定め、統廃合、境界変更、隣接地域への拡大等を考慮することが適当である。

## 大都市制度のあり方

「自治研究」(第 82 巻 第五号)『第二八次地方制度調査会第一次答申と地方自治制度改革の課題について』(総務省大臣官房審議官(地方行政・地方公務員制度、選挙担当)久元喜造)より抜粋

- 第二七次地制調では基礎自治体の権能の強化が重要テーマのひとつであった(中略)。答申においては、指定都市、中核市、特例市という都市の規模・能力に応じた一層の事務権限の移譲を進める方針が再確認されている。
- 一般の市町村よりも事務権限が広い指定都市、中核市及び特例市が増加し、とりわけ東京都区部の周辺においてかなりの地域がこれらの市によってカバーされることになれば、同じ大都市制度としての都区制度との差異が際だつていくことになる。
- 特別区の制度は、(中略)制度創設以来、かなりブレの大きい制度改正が行われてきていることから、地制調の審議の中でも、必ずしも安定した制度とはいえないのではないかといった指摘も行われており、都区財政調整制度の運用状況なども見ても、都区間における意見調整が円滑に行われているかどうかは疑問であるといえよう。
- 首都圏をはじめとする大都市地域においては、規模・能力に応じて基礎自治体が基本的には地域における事務をになうという方向性をまず確固たるものとすることが求められよう。その上で、住民自治を充実する観点からの域内分権を進めることが求められており、制度的な課題としては、地域自治区の拡充強化、さらには、合併時の時限的な特例として設けられた合併特例区の制度を一般制度化し、法人区とすることも含めて議会のあり方とも関連づけながら検討していくことが考えられよう。
- 大都市圏においては日常生活圏などから見て基礎自治体の区域が狭すぎると考えられる地域も多く、二三区を含め合併について真剣に検討すべきであることはいうまでもない。

# 東京 23 区 の 区 域 の 変 遷

慶応 4年 (1868)	<b>東京府の設置</b> ※東京府の区域は江戸時代の朱引内と概ね同じ	
明治 2年 (1869)	<b>当時の市街地を50区に画定</b> ※その後、「大区小区制」など区域割りが変遷	茶色
明治11年 (1878)	<b>区域を15区に再編</b> (←郡区町村編制法)	茶色
明治22年 (1889)	<b>15区の区域に東京市を設置</b> (←市制町村制) ※東京市の区域内は15区体制を継続	茶色
昭和 7年 (1932)	<b>東京市の区域拡大</b> (←関東大震災後、市街地拡大) ※拡大した区域に20区を新設(35区体制)	水色
昭和18年 (1943)	「東京都制」施行 東京市は廃止→旧東京市の区域内は35区体制を継続	水色
昭和22年 (1947)	<b>35区 → 22区(3月) → 23区(8月)</b> ( <u>現行23区体制</u> )	水色



# 特別区の人口規模・財政規模の格差拡大

## ○ 特別区の人口規模の格差拡大（国勢調査）

（単位：人）

区分	S22	S25	S30	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17
千代田区	89,681	110,348	122,745	116,944	93,047	74,185	61,656	54,801	50,493	39,472	34,780	36,035	41,721
中央区	139,179	161,925	171,316	161,299	128,017	103,850	90,097	82,700	79,973	68,041	63,923	72,526	98,135
大田区	313,746	400,406	568,498	706,219	755,535	734,990	691,337	661,147	662,814	647,914	636,276	650,331	665,370
世田谷区	356,170	408,226	523,630	653,210	742,880	787,338	805,787	797,292	811,304	789,051	781,104	814,901	841,399
練馬区	111,792	125,197	185,814	305,628	434,721	527,931	559,665	564,156	587,887	618,663	635,746	658,132	692,225

人口規模の最大格差  
3.97倍

人口規模の最大格差  
20.17倍

## ○ 特別区の財政規模の格差拡大（普通会計決算：歳出）

（単位：百万円）

区分	S25	S30	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H18
千代田区	254	676	1,070	3,172	5,532	11,195	20,198	25,156	80,021	42,278	39,371	42,653	42,675
中央区	401	567	1,034	3,249	5,539	13,753	21,097	33,743	55,410	69,311	64,120	58,411	64,634
大田区	540	1,506	3,453	8,072	16,729	43,375	82,949	109,062	165,763	200,849	189,237	198,859	214,758
世田谷区	571	1,192	3,131	7,927	15,825	52,010	83,283	115,025	208,219	220,212	207,962	205,149	215,835
練馬区	220	512	1,568	4,902	13,534	46,164	71,407	107,996	160,934	174,064	185,285	193,238	200,938
足立区	332	720	1,766	6,714	16,484	49,921	84,222	128,315	176,681	209,255	202,093	218,283	219,872

財政規模の最大格差  
2.60倍

財政規模の最大格差  
5.15倍